雍正七年清朝によるシプソンパンナー王國の直轄地化について

——タイ系民族王國を搖るがす山地民に關する一考察——

クリスチャン・ダニエルス

はじめに
一　タイ系民族王國の概要
二　一七二〇～三〇年代のシプソンパンナー王國
三　鄂爾泰が直轄地化を決定した理由
四　いわゆる「ムンハム（橄欖壩）の叛亂」
五　無限の邊境と御し難い山地民
六　漢族商人・清朝官吏と貨幣經濟
結　論

はじめに

近年まで歷史家は、一三世紀から二〇世紀までタイ（シャン）文化圈（以下タイ文化圈と表記する）において獨自の文化を築きながら興亡を繰り返してきたタイ系民族の王國にあまり注意を拂ってきたとは言えない。タイ文化圈は、六つの近代國家の領土に跨って、多數の民族が暮らす地域であり、具體的に言えば、ミャンマー（ビルマ）、タイ王國、ラオス、ヴェ

トナム、インドのアッサム州、中國雲南省の一部を含んでいる。民族は單一ではなく、政治的に優位に立ったタイ系民族の他にも、鮮明な相違を有するいくつものモン・クメール諸語、チベット・ビルマ諸語、カレン諸語及び漢語を話す民族が共生しており、複雜な言語・文化モザイクが交差する複合文化圏を作り上げている。輝かしい歴史と文化を有するこのタイ系民族によって打ち立てられた王國が歴史家に顧みられることがなかったのは、その中から近代領域國家を創出する民族が出現しなかった點に起因している。タイ文化圏の王國と諸民族は、タイ王國、ミャンマー、中國、ヴェトナムなどが領域國家を形成する過程の中で別々の國家體制に組み込まれたため、多くの歴史家はその存在さえも知らない。しかし、これらの王國がすでに消滅したことを理由にその歴史を無視することは許されない。幸いにして近年、現在の國境線を超越した形で、これらの王國の間に共有された歴史と文化の關係を扱う研究が公表されるようになった。(1)

一九九〇年代後半、言語學者の新谷忠彦氏は、この地域の民族と文化が緩やかに統合されていた事實を指摘し、當該地域をタイ（シャン）文化圏と命名した。(2) 新谷氏はタイ系民族のみならず、當該地域に居住する他のすべての民族をも視野に入れているが、歴史家にとっては、歴史上タイ系民族王國の統治が共通の歴史と文化を作り出した點が重要である。この概念の提唱によって、我々は現在の國境線という障害物を超越して、當該地域で興亡を繰り返した夥しい數の王國が全域を緩やかにまとめる政治・社會的特徴を共有していたと理解することができるようになった。タイ文化圏は多數の王國によって分斷されたと考えるよりも、共通性を有した地域として把握すれば、その一部で起こった政治・社會變動は他の一部と連動しているといった事實が見えてくる。すなわち、一三世紀から二〇世紀の間、當該地域の歴史事象は各王國や各地方で散發的に發生した個々の事象ではなく、タイ文化圏全體の變動の中で發生したものと捉えることができるのである。

タイ文化圏の歴史において、一七・一八世紀は政治權力の再編成の時期に當たる。中國王朝が當該地域の王國の一部に土司制度を導入したにもかかわらず、ムン・マオ王國（麓川平緬宣慰使司）を除けば、一三～一四世紀に創設されたタイ系民族の王國は概ね外部勢力の干渉を受けず、獨自の文化に華を咲かせていたが、一六世紀中頃に新興したタウングー朝が

タイ文化圏のほぼ全域を征服したことによって狀況は一變した。すなわち、一六世紀はタイ文化圏の政治權力にとって大きな轉換期となる。ほぼすべてのタイ系民族王國がビルマ王朝の支配下に組み込まれただけではなく、雲南南西部においてタイ系民族の王國が創設される以前から存續していたと考えられるモン・クメール系民族の政權も、明王朝によって解體されてしまった。[3] 一七・一八世紀では、タイ系民族の王國はビルマ王朝の支配とどのように向き合うのかという點に加え、ますます強まる清朝による干渉への對處の仕方がもう一つの課題となった。

雍正帝の治世（一七二三～一七三五年）において、清朝は中國西南地區の土司に對する管理を強化し、不適切と見なした行爲に對しては斷固たる態度で臨んだ。タイ系民族の統治者やその他の非漢族の首領に對する管理強化は、高其倬（漢軍鑲黃旗人）の雲貴總督任職中（康熙六一〔一七二二〕～雍正三〔一七二五〕年）から開始されたが、雍正四（一七二六）年二月一日、昆明に到着し同年一〇月雲貴總督に昇任した鄂爾泰（一六八〇～一七四五）によって本格的に推進されていった。滿洲人（鑲藍旗）の鄂爾泰は、雍正帝の覺えめでたく、特に信任の厚い寵臣であったため、當時貴州省などで發生していた苗族の反亂を平定するために派遣され、[4] 雲南では土司の官職を授與したタイ系民族やその他の非漢族統治者の領地を沒收してそれを直轄地にした。このような直轄地化は、史料で改土歸流と總稱されるが、それは土着民族の土司（土官）を廢止し、その領地を正規の行政機關として中央政府が派遣した官僚（流官）の管轄下に置く行政改革をその內容とするものである。しかし、これは中國王朝側の都合による措置であり、領地を喪失した非漢族の統治者にしてみれば、直轄地化は自己の主權を侵害する不合理な措置に外ならないため、清朝の勝手な振る舞いに對して武力で抵抗する事件がしばしば起こっていた。[5]

シプソンパンナー王國は現在の雲南省西雙版納タイ族自治州を中心とする地域に位置しており、長い歷史を誇るタイ・ルー族の政權である。元朝の元貞二（一二九六）年から一九五〇年代までの六百五十餘年の長きに亘り、この王國は中國の土司制度に組み込まれており、その間に中國から授與された官職の名稱が幾度も變化している。元王朝は徹里軍民總管

理府という行政機關を設置したが、明王朝はそれを繼續した上で、洪武一七（一三八四）年に車里軍民宣慰使司と改名し、清朝は車里軍民宣慰使司と稱していた。[6] シプソンパンナー王國で發生した反亂を平定したのちに、鄂爾泰は雍正七（一七二九）年その王國の一部を直轄地化することを決めた。シプソンパンナー王國は一六世紀中頃以來、ビルマ王朝と中國王朝雙方の朝貢國になっていたが、[7] この事件によって同王國は中國から干渉をより深く受ける方向に傾くようになる。後述する如く、その時の直轄地化は成功しなかったが、それでもこの事件はシプソンパンナー王國を中國に組み込む道程へと送り出した點で重要だと思われる。

タイ系民族の王國は、如何なる歴史過程を通じて崩壞し、中國、シャム王國やミャンマー（ビルマ）などに組み込まれていったのかという點が、タイ文化圏の歴史の中で大きな課題の一つである。本稿は、清朝が雍正七（一七二九）年に何故シプソンパンナー王國の一部を直轄地化しようとしたのか、その理由の解明を目的としている。タイ系民族王國は、盆地と山地に棲み分けをする多數の異なる民族を統治しているが、これまでの歴史研究は盆地に居住するタイ系民族に集中している。後述するように、從來の研究は雍正七年の直轄地化を決定する動機を清朝の領土擴張への意欲に歸しているが、本稿では近隣地域における長期變動という背景の中で、山地民が果たした役割に注目する。山地民はタイ系民族と異なり、自己の手による史料を殘していないが、清朝の地方官の奏摺（そうしょう）（官僚が皇帝に具奏した私的な上奏文）などから、彼らがシプソンパンナー王國の運命を左右するほどの存在であったことを明らかにしていきたいと思う。

一　タイ系民族王國の概要

盆地や河谷平野で水稻耕作に從事するタイ系民族（自稱をタイとする西南タイ諸語の話者）は、古くから盆地と周邊の山地をムン（mǎng）[8] という自立的政治單位として盆地國家を作り上げてきた。各ムンはツァオムン（caw mǎng）、ないしチャオ・ムアン（caw mūang）というリーダーによって統治されたが、複數のムンがまとまれば盆地連合王國が形成される。

盆地連合王國の頂點に立つ首長は、ツァオファー（caw faa、または caw phaa）と呼ばれ、各ムンのリーダーを統合して國王として盆地連合に君臨する。盆地連合の仕組みについては不明な點が多々あるが、本稿においては、便宜上このような盆地連合を王國、ツァオファーを國王とそれぞれ呼び、またツァオファーとツァオムンを含めた指導層をタイ系民族の統治者と稱することにする。

これらの王國は、盆地のタイ系民族と山住みのモン・クメール系、チベット・ビルマ系、カレン系諸民族を統べる政治權力を充分に備えていた。タイ族はもともと貴族（統治者）と平民（被統治者）から構成される階層的な社會を形成していたため、統治者が平民から租稅と兵役を含む徭役を徵收することによって政權を運營する仕組みが容易にできてしまった。例えば、シプソンパンナー王國では、平民は王族に對する隷屬の度合いからタイムン（先住民、比較的獨立・自立している農民）とクンフンツァオ（王族の隷屬民）という二つに大別できるが、加藤久美子氏が明らかにしたように、王國の中心ムンであるツェンフンの統治者が新田開發などにクンフンツァオを積極的に利用して經濟基盤を強化した事例がある。[9] 統治者は山地民に對しても行政を實施しており、シプソンパンナーとムンレム兩王國ではその行政單位はクェン（khwên）[10] と呼ばれていた。タイ系民族王國の運營においては、異民族集團の文化的同化よりも、徭役に基盤を置く統治者の行政制度に異民族集團を組み込んで支配するという政治的統合のほうが遙かに重要な役割を演じていた。

生業からみれば、タイ系民族の統治者は、水田耕作と燒畑耕作という異なる農業技術システムで生計を立てる民族を一つの政治システムの中で統治していたが、ムン權力の經濟基盤は主に盆地に定住する水稻耕作民であるタイ系民族に置かれていた。山住みのモン・クメール系、チベット・ビルマ系、カレン系諸民族は燒畑農耕を營んでいたが、彼らの生產性はタイ系民族より低い上に不安定で、村落の離散集合も頻發していたため、王國が彼らから恒常的に徵收し得る租稅や勞働力はおのずと限られていた。それでも山地民はタイ系民族の王國にとって重要な構成員であった。王國が遠隔貿易に使用する商品はしばしば山地から入手していたからである。タイ文化圈の多くの王國では統治者が自己の富を增やすために、

茶、鹽、寶石、阿片や林産物などのローカルな産物を用いて積極的に交易に參與したと考えられる。(11)

二　一七二〇～三〇年代のシプソンパンナー王國

一五六三年のタウングー朝による征服まで、シプソンパンナー王國は外部勢力の干渉をあまり受けてはいなかった。タイ文字で書かれた年代記によれば、シプソンパンナー王國の創設は一二世紀に溯るが、二〇世紀までの歴史ではツェンフンが中心ムンの役割を果たしてきており、ツェンフンのツァオムンは盆地連合の最高統治者（本論文では便宜上國王と呼ぶことにする）の地位をも兼ねていた。國王は、領民からは上述したツァオファー（caw faa）の他にもツァオペンディン（Caw Phên Din）とも呼ばれたが、清朝からは車里宣慰使司と稱されていた。加藤氏は、中國勢力が一八世紀前半に王國の直接統治を企てていたころ、タウングー王朝はすでに弱體化していたと指摘しており、それを考慮に入れれば、シプソンパンナー王國の歴史においての一七二〇～三〇年代というのは、中國王朝の影響力がビルマ王朝より強大になった時期と見ることができる。(12)

加藤氏の研究によれば、一七二〇年代以前、ビルマ王朝は甚大なる影響をシプソンパンナー王國の内部構造にまで與えていた。先ず、氏は王國の名稱として、シプソンパンナー（貢納單位であるパンナーが十二ある意）が、一五六九年以降に初めて用いられるようになった點を證左として提示している。タイ文史料によれば、パンナーは、(13)國王ターオ・インムン（Caw Ing Mäng 在位一五六九～一五九八年）が、妻であるビルマの王女の里歸りに際してビルマ王への貢ぎ物を徵收する單位として制定された。貢納單位として十二のパンナーが設置されたが、その地理的な分布には特徴があり、六パンナーがメコン河東岸に、六パンナーがメコン河西岸に配置された。また、一五八三年には、國王はビルマ王から稱號を授與されている。

さらに、加藤氏は一七世紀初頭、ビルマとの戰爭が原因でシプソンパンナー王國が顯著な人口減少に見舞われた事實を

指摘している。一六一六年、ビルマがチェントゥン王國を攻撃した際、シプソンパンナー王國がチェントゥンの要請に應じて出兵した行動に對して、ビルマは報復として、シプソンパンナー王國に進軍して國王やムンツェーのツァオムン及びメコン河西岸の民をアヴァに連れ去ったが、メコン河西岸では一七二八年の時點でも土地が荒廢して人力がまだ回復していなかった。[14] シプソンパンナー王國にとってみれば、一七二〇年代以前は、ビルマ王朝が中國王朝より安寧を脅かす存在であったと言えよう。

だが、一七二〇年代にその狀況は一變した。雍正七（一七二九）年、鄂爾泰はメコン河東岸の六パンナー、すなわちムンラー（思茅）、ムンヒン（普藤）、ツェントン（整董）、ムンウー（猛烏）、六大茶山、及びムンハム（橄欖壩）を直轄地化して普洱府の管轄下に置いたと宣言した。長谷川清氏は、これが清朝によるシプソンパンナー王國の內部組織に對する干涉強化の開始だとして、咸豐元（一八五一）年序刊『普洱府志』など一九世紀の史料に依據しながら、清朝が王朝の行政に對して管理を強めた根據として以下の指摘をした。[15]

①雍正七年清朝は、シプソンパンナー王國、直轄地化された元王國の領土、及びその北部に位置する近隣地方の行政を強固にするために普洱府を設置した。雍正一三（一七三五）年、普洱府の府治が寧洱縣に移轉してから、寧洱縣がムンヒン（普藤）、ムンバーン（猛旺）、ツェントン（整董）、ムンウー（猛烏）、ムンウーヌー（烏得）を管轄するようになった。また、同年に實施した行政改革で新たに設置した思茅同知が、ツェンフン（車里）、ムンラータイ（六順）、イパン（倚邦）、イグー（易武）、ムンラー（猛獵）、ムンツェー（猛遮）、ムンガート（猛阿）、ムンロン（猛籠）、ムンハム（橄欖壩）の九ムン、及び攸樂土目を管轄することになった。

②清朝は、シプソンパンナー國王に隷屬する十三のツァオムンに對して土司官職の位を授與した。それまでは國王である車里宣慰司としか政治關係を結んでいなかった清朝は、この措置によって王國を構成する各ムンと直接關係を確保するに至った。

③清朝は各ムンに對して秋糧米、條丁銀、火耗銀など直轄地に準じた賦税負擔を課したが、王國全體の賦税の比率配分を見た場合、メコン河東岸のムンがメコン河西岸のムンより多く負擔していた。

加藤氏は、このような内部干渉がツェンフン國王の政治權力の弱體化を招き、ツァオムン間の鬪爭を助長したとし、なおこれがメコン河西岸最強の勢力であるムンツェーの地位上昇を引き起こしたと論じている。[16] 上記の措置によって、清朝の官僚が王國管轄下の領民に對して直接の統治を實施することはしなかったが、王國全體と各地のツァオムンが清朝のよりきめ細かい監視を受けるようになったことは確かである。

しかしながら、シプソンパンナー王國の直轄地化を實現させるために中國は二百十餘年をかけざるを得なかった事實を忘れてはならない。王國が完全に中國の領土に組み込まれたのは一九五〇年代前半であったが、第一回目の直轄地化は、實に雍正七年において試みられていたのである。第二回目は民國二（一九一三）年、柯樹勳（一八五七～一九二五）が普思沿邊行政總局を設置した時期である。民國政府當局は車里宣慰司を廢止せず、王國の統治體制を殘したままタイ族の領民に對して直接行政を施そうとしたが、この時も成功しなかった。柯樹勳が指摘する左記の失敗要因は、第一回目の直轄地化の實態を理解する上にも參考になると思われる。[17]

㈠ 直接統治を實施するためには、雲南省政府に財源がなかった。

㈡ シプソンパンナー王國の指導層から領民に至るまで中國に服從しない者が多かった。

㈢ 宣慰司及びタイ族の指導層は、改土歸流を延期し、英國がミャンマーのシャン州のチェントゥン王國で實施している統治方法の導入を願い出た。それは中國の間接の統治を受けながらも、舊來通り自領地内の行政權を保持する内容であった。

㈣ 王國の各民族集團と漢族の間の言語・文化の差異があまりにも大きく、中國の官僚による直接統治の實施を阻害していた。領民は漢語・漢文を理解し得ず、王國の行政文書はタイ・ルー文字によって書かれており、言語不通のため

中國の官僚が行政を實行できなかった。

總じて言えば、シプソンパンナー王國の政治・社會・言語・文化は漢族と大きく隔たっており、また指導層と領民の間の強固な絆など、その漢族社會との異質性が中國による直接統治の導入を困難にしていた。このような實態から、雍正七年からの百八十四年の間には王國の領民が漢族の言語・文化を受容していない點が判明する。雍正七年の直轄地化はシプソンパンナー王國內におけるムン勢力の均衡に重大な影響を及ぼしたが、領民は民國二年まで雲南漢族の政治・社會に同化された形跡は一切見られない。

三　鄂爾泰が直轄地化を決定した理由

シプソンパンナー王國の立場から言えば、雍正七年の直轄地化は領土の喪失に終わった。國王は清朝の兵力を前にして鄂爾泰の要求を拒絶することは困難であった。後述する如く、雍正二（一七二四）年と雍正四（一七二六）年に、清朝が王國の北に位置する近隣のタイ系民族の政權を直轄地化している事實を考えればなおさらである。この時流に直面して外部勢力からの壓力を無視することは許されず、王國は致しかたなく、清朝の指示を默って受け入れるしか道はなかった。

雲南と貴州の統治を擔當した六年（雍正四年～雍正九年）の間に、鄂爾泰が最も力を注いだのは非漢族の統治對策であり、苗族・彝族・タイ族の領土に對して直轄地化を強行したという實績を殘した。[18] 鄂爾泰は自身の非漢族の政權に關する基本的な考えかたを、直轄地化の必要を主張する雍正四（一七二六）年九月一六日附けの奏摺に端的に表現している。[19]

竊かに以えらく、苗猓が兇を逞しくするは皆土司に由る。土司の肆虐並べて官の法無く、土官土目の名有るを恃みて、其の相殺相刼の計を行う。漢民は其の摧殘を被り、彝人はその荼毒を受く。此れ邊疆の大害にして、必らず當に剪除すべきものなり。

すなわち、鄂爾泰は土司が官法に基づくことなく恣意的に領土を管轄するため、非漢族社會が不安定だと分析しており、

それが非漢族のみならず、漢族にも實害を及ぼしているとみている。

鄂爾泰のこのような見方を受け入れた清朝側からすれば、シプソンパンナー王國への干渉はそもそも邊境地區における社會不安が原因であり、治安維持が王國への管理強化に踏み切る動機であった。鄂爾泰は「請設普洱鎮疏」において、メコン東岸のムンを直轄地化した理由を以下のように述べている。[20]

車茶の十二版納は、原俱に宣慰司の管轄に隷す。該土司刀金寶は自ら以って兼顧すること能わず、以って屬夷の肆横を致す。據りて流官を分設せんことを請うに、實に地方に裨有り。應そ思茅、普藤、整董、猛烏、六大茶山、及び橄欖壩の六版納を將って流に歸して管轄し、其の餘の江外六版納は仍宣慰司の經管に隷すべし。

シプソンパンナー國王が果たして清朝に領地の一部の統治を自發的に依頼したかどうかという問題は別にして、この史料は鄂爾泰が如何に自分の行動を正當化しようとしたのかを明示しており、頗る重要である。鄂爾泰にしてみれば、シプソンパンナー國王は自己の領地を統治する能力を有していないため、治安を回復するためには清朝にその領地の一部を手渡すべきだということになる。鄂爾泰は、ムンハムに軍隊を率いた雲南提督の郝玉麟が奏摺に記した「ターオ・ギンパオ（刀金寶）は實在に兼顧管理すること能わず」[21]という言を踏襲したのかもしれない。いずれにしても、國王が「屬夷の肆横を致す」狀態を阻止できなかった點が問題の核心であった。すなわち、社會を安定させる必要性という論理は、國王が自らの力で紛爭を解決できない領地を、清朝が直轄地化するという行爲に對して正當性を付與している。不穩な動きは最初に茶山で起こり、後にシプソンパンナー王國の中の有力なムンであるムンハム（橄欖壩）を巻き込むことになった。

四　いわゆる「ムンハム（橄欖壩）の叛亂」

この叛亂は、ムンハム管轄下の茶山において、茶葉を買い附けにきた漢族に對して山地民の不滿が爆發した形で開始した。一八世紀末に書かれた檀萃（一七二四―一八〇一）輯『滇海虞衡志』は、六茶山が「周八百里」であると記して、その

名稱を攸樂、革登、倚邦、莽技、蠻耑、及び慢撒と列擧している。[22] これらの茶山には主にチベット・ビルマ語系の民族集團が居住しており、險しい地形のためタイ族の統治者は盆地のタイ族ほどにはきめ細かい行政管理を實施できなかった。しかしタイ族統治者は、これらの山地民にシプソンパンナー王國のツァオムンとの主從關係を結ばせた形でゆるやかな統治を行っていた。

倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二「起世宗憲皇帝雍正元年起至十三年」によれば、叛亂の發端は莽芝茶山に居住する名を麻布朋という窩泥（現在の中國の民族識別分類では哈尼族に當たる）の男性が、自分の妻を淫した江西客を殺害し、その辮髮を切り落として他の漢族商人に對する見せしめとした事件であった。[23] 雍正五（一七二七）年四月六・七日、僅か二日の間に激怒した窩泥が三八人もの漢族を殺戮している報告から、[24] 麻布朋の事件はこれ以前に起こっているはずである。國王であり、一七二四～一七二九年、車里宣慰司を兼任したターオ・ギンパオ（刀金寶）は、ムンハムのツァオムンである刀正彥に叛亂の平定を命じたが、雲貴總督の鄂爾泰は刀正彥の處理の仕方を不快に思った。刀正彥は窩泥兇賊の側に立って、「茶商衆客、多く重利を以て滾滾として窩泥を砌る（茶商衆客、多以重利滾滾砌窩泥。）」事態が窩泥を殺戮に驅り立てたと辯護をしたのみならず、刀正彥が派遣した叭枯などは、騷亂を平定するどころか六茶山の窩泥を率いて「イパン（倚邦）各寨を焚燒して各路を堵塞」して實態を惡化させた行爲にさえ出たと鄂爾泰は奏摺に記している。また窩泥が清軍の兵丁一七名を殺害した知らせは、王國の指導層に對する鄂爾泰の不信を助長し、痺れを切らした彼はついに三千の兵を派遣することにした。[25] 窩泥の平定は雍正六（一七二八）年までかかり、清軍がムンハムに進軍して、三月四日に逃亡中の刀正彥をムンラー（猛獵）で拿捕した後、[26] 昆明に護送して麻布朋と共に處刑した。[27]

清朝の官僚は刀正彥が窩泥に凶行を引き起こさせたと主張した。彼らの申し立てによれば、刀正彥が起こした叛亂は、自分の甥に當たる國王のターオ・ギンパオ（刀金寶）から車里宣慰司の位を簒奪するという壯大な計畫の一部であった。[28] 處刑の後、激怒した刀正彥の舊領民の中には武器を手にして何箇所かで騷亂を起こした者が出現した。先ず、彼らは雍正

六（一七二八）年七月二一日、大塔寺緬和尚と共にムンハムの客民である范癩子の草房に放火した。また、同月二四日普威營參將の邱名揚は「刀正彦に替わり報仇（あだうち）せんと聲言する（聲言要替刀正彦報仇）」數百人の武裝したタイ族の內、數十人を殺害し、捉えた一二人を斬首して見せしめとした。不穩の動きはムンハムを越えて、八月一一日清軍がイグー（易武）で逆彝二、三百を打ち破り、また、同月一八日千總の燕鳴春は、叭護（ピャー）と叭瞻（ピャー）が煽動したため、ムンツェー（猛遮）とムンロン（猛籠）から叛亂に加わるタイ族が結集していると報告している。[29] さらに、雍正七（一七二九）年三月、ムンハムの夷酋李阿先などは刀正彦の罪名が判明しないことに苛立ち、清兵から愚弄されたことなどもあって清軍の汛房を燒いて蜂起した。この一連の事件の發生によって、ムンハムのタイ族人口の大部分が南掌國（ラオス）などの外地に逃亡した。[30]

この事態に直面した雲南提督の郝玉麟は武力だけでは終始がつかないと悟り、懷柔政策を打ち出して逃亡した人口を呼び戻す方策を講じざるを得なかった。郝玉麟はターオ・ギンパオ（刀金寶）の名譽回復を圖るため、先ず彼を避難先のムンツェー（猛遮）からツェンフン（車里）に呼び戻し、雍正七年一二月二日、ターオ・ギンパオに銀兩、袍帽などを賞給して叛亂には責任がないと明言した。國王に見せた清朝官僚の支持は功を奏して、雍正七年一月までに男女八千一百餘人（千六百餘戶）がすでに新江壩一帶から歸っており、[31] 最終的に郝玉麟は計一萬二千三百餘戶（男女數萬人）を南掌國から歸還させることに成功した。雍正帝はこの功績を稱えて彼を廣東總督に拔擢した。[32]

清朝はムンハム平定を果たしたにもかかわらず、メコン河西岸の六パンナーを直轄地化することなく、賦稅を銀納するという條件の下で、國王に引き續き全十二パンナーを統治させることを承認した。[33] 清朝がこのような政策を決定するには、雍正六（一七二八）年八～一〇月に、猛威を振るった時疫（コレラ、赤痢或いは發疹チフス）による死亡者が多かったことや、ムンハムで城の建設に派遣した官吏と工匠がほとんど全部死亡したことなどが影響を與えたと考えられる。[34] 結局、清朝が採用した政策には領土擴張を目的とした意圖は認めにくく、清朝にとってはいわゆる雍正七年の直轄地化は、實際には名目的な措置に過ぎなかったと言える。

五　無限の邊境と御し難い山地民

清朝は何故そもそもシプソンパンナー王國の內政に干渉するようになったのだろうか？　この設問に答えるために、清朝がタイ族政權に容喙する原因は、長期に亘る山地民による騷亂、いや正確に言うと中國王朝が動亂と決め附けた行爲にあったことをここでは論證しておく。清朝が干渉行動に踏み切る動機を解明するには、一七二〇年代以前の五十年間に亘る魯魁山野賊と呼ばれる非漢族の集團による持續的な無法ぶりを無視することはできない。まず、以下の二點を確認しておきたい。

第一に、雍正七年の直轄地化は、直前に實施されたシプソンパンナー王國の北部に隣接するタイ族土司の改土歸流と無關係ではなかった。清朝は魯魁山野賊との關連を理由に、雍正二（一七二四）年に威遠土州を、雍正四（一七二六）年六月に鎭沅府土知府の在來政權をそれぞれ廢止したが、[35] 鎭沅府では最後の土知府の刀瀚が罷免された後に、その職を代行した清朝の官僚である劉宏度（威遠州同知）の失政や銀兩の私的徵收などが新たな騷亂の引き金となった。雍正五（一七二七）年正月一七日深夜、ついに不滿を募らせた非漢族が衙署に放火して劉宏度を殺害し、稅金を盜み出し、囚人を解放した。[36] この叛亂勢力には、擺彝（タイ族）、窩泥（哈尼族）、猓黑（拉祜族）、大頭猓玀（彝族）など多民族が加わったが、[37] 刀如珍、刀廷貴、陶波公、刀西明、刀西侯、陶國貴の六人の首謀者はすぐに拿捕され處刑された。[38] 鎭沅府では、盆地住民と山地民が一體となって、新しく開始した清朝の行政に對して異議を申し立てた點が顯著な特徵である。

第二に、魯魁山野賊は危機に直面した際、タイ族の各領地に逃げ込みその統治者の保護に賴っていた。そのために彼らはメコン河東岸において新平から、鎭沅、景谷を經てシプソンパンナーの茶山に至るまでの廣大な地域に分布するタイ族の政權と固い絆を結んでいた。魯魁山は大理州南部から紅河州へ走る哀牢山脈の一部であるが、新平縣の境界に位置するこの山は一六世紀末から盜賊の溫床であった。一七世紀末まで魯魁山は中國王朝の邊境地に當たり、まさに王朝の直轄地

と土司管轄地の狹間にある山間地帶であった。康熙二〇（一六八一）年から康熙二五（一六八六）年、雲貴總督の蔡毓榮が「籌滇第八疏」の中で魯魁山の戰略上の位置について次のように指摘している。(39)

魯魁は萬山の中に在り、新、嶍、蒙、景、楚の界に跨り連なり、綿亘廣遠にして林深く箐密し。其の內則ち新平、新化、元江、易門、磏嘉、南安、景東一帶の地方は賊皆な入るべく、其の外則ち車里、普洱、孟艮、鎮沅、猛（猛）緬、交阯一帶の地方は賊皆な出づべし。故に之を防ぐは甚だ難く、而れども之を剿するも亦た易からざるなり。

野賊は魯魁山の巢からその東・西・北に位置する清朝の直轄地を略奪するには地の利があったし、中國王朝が征伐を加えようとすれば、追跡の難しい非漢族の領地に逃亡することも容易であった。中國王朝にとっては、野賊が跡形もなく消えてはほとぼりが冷めると再び古巢に戻る邊境地は、制御の困難な果てのないものに見えたことであろう。

野賊が邊境地を巧みに利用して中國王朝から消滅されることを回避するパターンは一七世紀から確認できる。天啓四（一六二四）年一〇月一〇日の上奏文では、雲南巡撫の閔洪學が天啓三（一六二三）年末から天啓四年にかけて、明軍が如何なる方法で魯魁山野賊を平定したかを報告している。その騷擾は、天啓三年閏一〇月六日石屏州寶秀街において新平縣から流れてきた六百餘人の野賊によって開始された。この事件に見えるパターンは一七二〇年代の狀況を理解するために重要なので、少々長いが引用しておく。(40)

新平縣は、故丁苴、白改の巢穴なり。(41) 其の山は穽（深）阻にして、其の夷は獰獷、其の俗は摽殺を以て生涯と爲す。天、化外の另一世界を生ずるが若し。萬曆十九年大兵剿洗の後より、縣治を開設して攀籠に就く。然れども屢附き屢叛く。指を屈するに三十年間に兵を用いる者五たびにして、今に至りて六たびなり。臣等、天啓二年十二月入境するに方たりて嶍峨一帶の夷寨はまさに其の毒を被らんとするに、臣等、該縣の土官祿崇功を發わして省城より兵を統べて歸救せしむれども、賊は遯去し、復た石屏界の中に流入す。寶秀、急を告げ、又該州の土官龍在田を發わして曲靖より兵を統べて歸救せしむも、又遯去す。是に於いて、志を嶍峨石屏に得ざれば、耽耽の虎、嵎を負ひて逞に

す。新平、新化並に警を以て來聞し、臣等、賊氛炎炎として撲たざるを容ざるを以て、故に漢土より數千を集め、遊擊李思忠、通判曹育俊に檄して屬するに剿處の事を以てす。賊、官兵の來たるを聞くや、元江、者樂の賊は相率いて江を渡り、二新の賊は各避匿して箐に入る。我が兵、其の間を以って賊の備えざるを掩い、俘斬する所のもの亦た百十人。是の時に當たり、我が軍聲やや張んにして、賊の勢いやや蹙めり。使し能く利を度り、便を規り、兵とすべきは之を兵とせば、亦た招せずして之を下し、則ち處分する所有りて、反側するもの自ら帖わん。乃ち計は此れを出でず。侂たま小捷を得たるにして、痛からず癢からず。師を引きて輒に還り、再擧を煩わさんことを致すは、此れ亦た曹育俊、李思忠の過ちなり。

臣等、士馬を添集するに及び、遊擊劉崇禮を以て統べ、副使胡其慥を以て監して、剿撫の方畧を以て授け、之れと與に約すらく、剿は必ずや根を剗らん、撫は必ずや革心せしめん、一了百了に務め、役は再たび藉りず。是に非ざれば、兵は撤を言うを得ず。而して道將果一一領畧し、凡そ百の日にして厥の役竣わる。俘馘は三百に滿たざると雖も、然れども樹に投繯せる者、壑に捐瘠せる者、江魚の腹に葬らるる者、纍纍藉藉にして此の數に在らず。其の鼠匿の遊魂、又悉く招き致して之を安插す。其の盤錯の險岳、又各哨を置きて分轄して犬牙を以て之を制す。此の番徹底料理の後、或いは數十年事無かるべし。

この上奏文は、以下の二つの理由で後の歴史の參考になる實態を傳えている。第一に、萬曆一九（一五九一）年に新建された新平縣で行政を開始してから、平均して五年に一回という割合で叛亂が頻發したため、明王朝は漢族を中心とした秩序を維持し得ず、魯魁山野賊の進入を防止するために十二哨を設置せざるを得なかった實態がここから窺える。[42] 第二に、上記の騒擾には、のちに清朝と山地民のリーダーとの間に發生したのと同様なパターンが見られる。このパターンについて少し詳しく説明しておこう。明軍が嵋峨にいた野賊を討伐に赴いた時、野賊は卽座に石屏州に逃亡し、明軍がやっと追いついたら野賊はさらに新平と新化へと撤退した。また、野賊は嵋峨と石屏州から元江を渡り、新平と新化に分かれて山

表 康熙10(1671)年～雍正2(1724)年魯魁山野賊の活動

年　　月	野　賊　の　活　動
康熙10(1671)年10月	勒昂（別名楊宗周）は三百餘の野賊を率いて楚雄府南安州郭三郎村などを略奪する (1)
康熙11(1672)年とその後	吳三桂政權は楊宗周を守備に任命し，また新平と新化の忠順營副將に任命してその頭目普爲善，方從化及び李尙義は都司とした (2)
康熙20(1681)年12月	清軍が雲南に進入した際，野賊は大いに略奪をしたが，清軍が雲南城に到着すると楊宗周，普爲善，方從化，李尙義は投誠して清朝の官僚に印箚を呈繳した。清朝はすぐに楊宗周を新平と新化の土副將に任命して，普爲善などを土都司に任命した (3)
康熙26(1687)年12月	雲貴總督范承勳は官吏を派遣して野賊の四頭目を招撫し，楊宗周を土縣丞に任命，また普爲善，方從化及び李尙義をそれぞれ土巡檢に任命した (4)
康熙29(1690)年10月	李尙義が土夷數人を誘集して強奪・略奪を繰り返したが，康熙30(1691)年1月清朝に拿捕された李尙義が自殺した後，清朝は李氏が世襲職として任命を受けた新平縣陽武壩土巡檢を廢止して直轄地化した (5)
康熙38(1699)年10月	夷賊李苴壩と倭泥老三は，景東府札籠・邦馬二村寨で保境錢を取り立てた (6)
雍正1(1723)年10月11日	方景明や普有才などが衆を集めて，宿怨のあった彝族頭目の施和尙が避難していた元江府城を包圍した。防御に窮した副將吳開圻が施和尙及びその家屬三百餘人を城外に追い出して，施和尙とその家屬は方景明や普有才などに殘殺されたり，その捕虜となったりした。後に方景明は清朝の招撫に應じたが，普有才は逃亡した (7)
雍正2(1724)年	普有才が彝族を集めて再び車里宣尉司所屬の茶山を略奪した。清朝は普有才の妻を拿捕したが，普有才を捉えることができなかった (8)

出典：
(1) 康熙30(1691)年『雲南通志』卷29藝文3，蔡毓榮「籌滇第八疏」と倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷11。
(2) 康熙30(1691)年『雲南通志』卷29藝文3，蔡毓榮「籌滇第八疏」。
(3) 康熙30(1691)年『雲南通志』卷29藝文3，蔡毓榮「籌滇第八疏」。
(4) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷11と康熙30(1691)年『雲南通志』卷29藝文3，范承勳「土彝歸誠懇請授職疏」による。
(5) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷11。
(6) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷11。
(7) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷12。
(8) 『宮中檔雍正朝奏摺』第2輯，497～499頁。倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷12。

野へ逃走するという傾向を見せている。明王朝が野賊を根絶できなかったのは、①野賊がいつも避難先を用意していた、②明軍が引き上げた後に古巣に戻ることができた、からである。後述する如く、同じパターンが一七二〇年代にも出現する。

表から窺えるように、一六七〇年代から一七二〇年代までの間、魯魁山野賊に含まれる諸集團が絶えず騒亂を起こしていた。康熙一一（一六七二）年、清朝が彝族の頭目楊宗周、普爲善、方從化、及び李尙義に土司の官職を授與したそもそもの理由は、前年に社會不安を引き起こしたこの頭目四人に對して名目上にしろ、支配權を及ぼそうとしたということであろう。康熙一二（一六七三）年、雲南の行政權を一手に握っていた吳三桂（一六一二～一六七八）は、清朝に反旗を翻したが、頭目四人は吳三桂政權の下でもその土司官職を保持していた。康熙二〇（一六八一）年、清朝が雲南を奪回した時、頭目四人はすぐに印箚を返還したが、清朝は從來の土司官職を再發給した。また、康熙二六（一六八七）年一二月に至り、雲貴總督の范承勳は楊宗周を土縣丞に任命し、普爲善、方從化、及び李尙義を土巡檢に任命した形で彼らの官職を認可している。

五十年間以上に亘り、野賊が活動を繼續し得た要因は何だったのであろうか。野賊は中國王朝權力の變更に應じて服從を表明し直すという、土司制度を巧みに利用した點が一つの要因として擧げられる。また、違法な手段ではあっても、野賊が自己の經濟基盤を堅持していたという要因を無視してはならない。康熙三〇（一六九一）年、李尙義が行なった強奪・略奪が土司職の取り消し處分を招致した事例（**表**）から、野賊が暴力で地方住民から金品を強要する行爲は清朝の取り締まりの對象となり、危險に滿ちた所業であったことが知られる。次に、野賊の活動を明示する史料を檢討してみよう。

一六八〇年代初期、雲貴總督の蔡毓榮は、魯魁山野賊が雲南全省の安寧を脅かすものであると明言した。蔡毓榮によれば、吳三桂政權は毎年皮盔銀量を納入する代わりに土司官職を授與された野賊に賦課金を徴收する餘地を與えていた。蔡は野賊の活動を左記のように描寫した。(43)

賊の四出を縦し、村ごとに一木刻を給して、保頭銀十數兩、二、三十兩等しからざるを派定し、猪、羊、鶏、酒は索取するに厭かず、稍遂げざるところ有らば、劫殺之に隨う。是に於いて流離の民、曁び野賊に相い近しき民、樂んで賊に附して盗を爲す。八年の久しきに、亡命を招集すること愈いよ多く、全滇各府州縣の村莊、その索保を聽す者、十に八、九なり。

野賊が蔡毓榮のいうほど雲南各府州縣から賦課金を強要したかどうかを傍證する史料はないが、吳三桂政權との關係により地方住民から徵稅する自由を得ていたと野賊が理解していたことは確かである。野賊は康熙二〇年一二月に清朝が從來の土司官職を認可したため、一七二〇年代まで彼らは自分の活動範圍内で住民から賦課金を徵收しても構わないと想定していたに違いない。清朝の官僚は、これら彝族の頭目を一種の貪欲な土豪と見ており、また彼らの經濟活動を保頭銀の取り立てと表現しているが、事實上これは山地民の首長が自己の政治體を維持した手段であったと見たほうが妥當だと考えられる。

自己防衛のため野賊は、清朝以外にも魯魁山以南に居住する非漢族の有力者とも密接な關係を築き上げていった。雍正二（一七二四）年四月一九日附けの奏摺の中で、雲貴總督の高其倬は一六八〇年代以來、清朝が野賊を拿捕し得なかった原因の一つはこのような事情によると分析している。(44)

哀牢一山、各州縣の營汛、其の三面を環り、其の西南一面のみ、則ち威遠土州、鎮沅土府及び車里宣慰司の地に係り、而して威遠は尤も衝要に當たる。賊人事無きの時、土司及び其の子弟頭人と皆な婚姻を結び、或いは拜して父子と爲り、或いは盟いて兄弟と爲り、一たび事有るを經て官兵三面より進攻せば、賊は卽ち土司の一面より逃出し、土司は卽ち護庇藏匿を行い、或いは境外煙瘴の地に縱出でて、官兵をして以て前往して査捕し難からしめん。督撫も亦た往々にして曠日持久を以てし、處分に干るを恐れて姑く免罪を以て招安し、且つ目前の局を了す。而して此の輩は此の一招を借りて復た内地に歸りて仍お前のごとく民を害す。皆な前より肯えて直窮到底せざるに因り、是を以て串

を貽(のこ)して今に至る。

高其倬は野賊の違法活動を支える要因として、㈠地形、㈡タイ族の土司との通婚及び㈢官僚による恩赦、という三點を指摘している。野賊は、清朝の手が伸びない現在のミャンマーやラオス地域への脱出ルート沿線上に位置するタイ族政權の要人と婚姻關係や擬制の親族關係を結び、タイ族土司は逃亡する野賊を逮捕しないため、清朝は事態を收拾するため仕方なく免罪處分をしなければならなかった。同奏摺の中で高其倬は、雍正元（一七二三）年の魯魁山野賊による騒亂の時、清朝が拿捕する命令を出したにもかかわらず、威遠土州、鎮沅府土知府、及びシプソンパンナー國王（車里宣慰司）がそれを無視して、逃亡中の野賊をして「境内に在りて行走するを任(ほしいまま)」にさせている事實を指摘しているが、その中で威遠土知州刀光煥（ムンウォーの首長）が父子關係を結んだ普有才という野賊の頭目を實際に隱匿したと報告している。(45) この廉(かど)で威遠土州（ムンウォー）は雍正二年直轄地化されて威遠直隷廳となり、刀光煥は流刑となって江西に追放された。

雍正元年、施和尚の殺害（表）が發端となって勃發した騒亂は、このようにしてその南に點在するタイ族政權に深刻な影響を及ぼした。タイ族政權の要人が魯魁山野賊と折り合いをつけている事態は、清朝にこの無限に廣がる邊境地に對して管理を強化する必要性を知らしめたと言えよう。鄂爾泰が雲南に赴任する以前に、タイ族政權に對する間接統治政策の中で治安維持という問題がすでに清朝官僚の注目の焦點となっていたのである。

六　漢族商人・清朝官吏と貨幣經濟

漢族商人とチベット・ビルマ系民族との間の取り引きが、山地における兩者間の不和を引き起こした。茶、鹽など中國の全國市場で販賣できる商品を捜し求めていた漢族は、山地民の風俗習慣と相容れない市場經濟の慣習を持ち込んだ。前述した如く、ムンハムのツァオムン刀正彦は、「茶商衆客多く重利を以て滾滾(こんこん)として窩泥を砌(き)る」（「茶商衆客多以重利滾滾砌窩泥」）という表現で、雍正五年四月六日七日に發生した窩泥による殺戮は漢族商人の高利貸しに起因していると清朝側

に報告している。[46] 一七二〇年代までは、茶山に寄留する漢族が行なう商品の販賣やサービスの提供は、單なる物々交換の範圍を超越していたと見て差し支えないと思われるが、雍正七年シプソンパンナー王國の直轄地化の遠因ともなった窩泥による殺戮事件は、この取り引きがもたらした切迫した緊張の度合いを反映していると言えよう。

窩泥が僅か二日の間に、女性一人を含む三八人の漢族を虐殺したことは漢族の寄留者に對する根深い不平が募っていたことを示している。鄂爾泰の雍正五年一一月一一日附けの奏摺に擧げられた被害者三八人のうち、一五人は姓名が確認できるが、それは窩泥が漢族の被害者の多くと顔見知りであったことを意味している。被害者の一部についてはその出身地も判明しており、七人は雲南から、また七人は湖廣から、さらに二人は江西から來ていた。被害者の一人である李崇文は銅匠として列擧されていることから、漢族は茶葉を買い附ける商人のみならず、サービスを賣る職人も訪れていたことが分かる。このデータから一七二〇年代には、さまざまな職業の漢族の成人男子が茶山に來ていたことが判明しており、また窩泥が抱く不滿は、彼らが馬追い（趕馬的）の雲南迤西出身の王姓を殺害した後に、馬二匹、茶一一馱及び鞍一一個を盗んだ略奪行爲にも窺える。[47] 高利貸しに對する恨みは、窩泥が出合った漢族を手當たり次第に殺害したほど深かった。

救濟策として、雍正七年鄂爾泰は、思茅に總茶店を設置して思茅通判の管轄下に置いたと倪蛻が『滇雲歷年傳』卷一二の中で記している。總茶店の設置が山地民に對して及ぼした影響については同史料で左記のように記している。[48]

六大山茶を產し、向に商民彼の地に在りて坐放收發して、各普洱に販い、稅課を上納して轉行するに係り、由來久しきなり。是に至り商民盤剝して事を生こすを以て、議して總茶店を設けて以て其の利權を籠〔壟〕せんとす。是に於いて通判朱繡は議を上り、新舊の商民を將って悉く驅逐を行い、逗遛して復た入る者は俱に枷責押回す。其の茶、茶戶をして數を盡くして總店に運び至りて價値を領給せしむ。私かに相買賣する者は之を罪す。稽查嚴密なれば、民甚だ堪え難し。又商販は先價後茶にして、通融して濟いを得る。官民の交易は、緩急通ぜず。且つ茶山の思茅に於けるや、數十里より千餘里止まらざるに至り、近き者は且つ交收守候の苦有りて、人役の使費も繁多なり。戢を輕くし

て秤を重くすることも又免れ難き所なり。然らば則ち百觔の價、半ばを得るのみ。若し夫の遠戸、月を經て往來せば、加えるに前の如き弊孔を以てし、能く空手にて歸らざらんや。小民は生生の計、只だ此の茶有るのみにて、以て資と爲らざれば、又以て累と爲らん。何ぞ況んや文官は之を責むに貢茶を以てし、武官は之を挾むに生息を以てするをや。則ち其の根を截り、其の山を赭たらしむるは、是も亦た事の如何ともすべからざる者より出づればなり。

清朝が導入した茶貿易の專賣制度は明らかにチベット・ビルマ系民族の不評を買っていた。この專賣制度は彼らを漢族商人の搾取から解放はしたものの、思茅まで茶葉を運搬するなどの新しい負擔を課し、また官吏の不當な要求が加わったため、山地民が茶葉の販賣から利益を得られなくなり、栽培を取りやめた。山地民が茶樹の「根を截り、其の山を赭たらし」めたとあるのは、雍正一〇（一七三二）年閏五月から雍正一二（一七三四）年六月までの二年間に亘り、普洱府思茅の茶山から新平・元江という廣汎な地域の山地民による騒亂において發生した反抗行爲を指していると思われる。雍正一一（一七三三）年三月までに、清軍が三千六百餘人の賊を斬首・拿捕し、彝民の男女四萬二千六百餘人を招復したといった數字からこの騒亂の規模の大きさが窺い知れる。[49] 攸樂の茶山では窩泥、苦蔥及び蒲蠻が騒亂に參加したが、首謀者の刀興國が死亡した後、山地民は茶樹を伐採して鹽井を埋めて、清朝に對する嫌惡感を露わにした。[50] このような敵對行爲は、山地民の間には清朝が導入した茶取り引き制度に對して不滿が廣がっていたことを證明している。

總茶店という名稱は、倪蛻の『滇雲歷年傳』[51]以外の史料からは確認できないが、清朝の文武官による苛酷な要求が山地民の生活を壓迫していた事實は傍證し得る。この事實は、上記の雍正一〇年から雍正一二年まで續いた騒亂を鎭壓した後、善後策として雲貴廣西總督の尹繼善（滿洲鑲黃旗人）が、滇南の統治を強固させるために執筆した「籌酌普思元新善後事宜疏」にも明記されているからである。その中に收錄されている「官員の私茶販賣、兵役の入山して擾累をいたすの弊は、宜しく嚴に處分を定むべきなり（官員販賣私茶、兵役入山擾累之弊、宜嚴定處分也）」という一項目には左記のように記してある。[52]

思茅の茶山地方は瘠薄にして、米穀を産せず。夷人窮苦し、惟だ茶葉に藉りて養生するのみ。いかんせん、文武各員毎歳二、三月の間、卽ち兵役を差わして入山採取せしめ、意に任せて作踐して短價強買せしめて四處に販賣し、濫りに人夫を沿途の運送に派わしむ。是れ小民養命の源、竟に官員兵役の射利の藪と成り、夷民は甚だ爲に累を受く。前、陞任せる督臣鄂爾泰の題明を經て兵役に禁止して、入山を許さず。臣等、又た官の私茶を販うを將って嚴しく査禁を行い、但だ處分を嚴定せずんば、弊累を永除する能はず。

この史料からは雍正年間において、(1)文武官が私的な茶交易を行なっており、山地民の生活の賴みの綱である茶葉は彼らが利益を狙い取る對象（射利之藪）となっており、(2)官吏が派遣した兵役（兵士）が山地民から不正な手段で茶葉を入手して、山地民に對して運搬の雜役を課している事態が判明している。毎年二、三月に文武官によって茶山に派遣された兵役が使用する不正な手段は、茶山の住民を「作踐（虐待）」して茶葉をむりやりに低價格で買い取る（「短價強買」）ことを含んでいる。以前、鄂爾泰は兵役の入山を禁止していたが、それは功を奏せず、山地民がなお不滿を募らせているため、尹繼善は文武官の私茶の販賣を取り締まることを要求することにした。

茶の取り引きについて尹繼善は、漢族商人（商民）に全く言及せず、專ら「官員の私茶販賣」及び「兵役の入山して擾累をいたす」行爲が弊害になっているという議論を展開しているところから、『滇雲歷年傳』に掲載された總茶店のような專賣制度の存在が讀み取れる。すなわち、現行の制度は官による茶の公的販賣であり、「籌酌普思元新善後事宜疏」で尹繼善は、官員がその制度を惡用して私的な茶葉販賣をしているという歪んだ側面に手直しを入れているだけである。私的な販賣が禁止されれば、官吏は個人的な利益を得るため、山地民に對して不正な手段を用いて茶葉の買い附けは行わなくなるという論理である。とにかく、雍正末年まで清朝が茶の專賣制度を實施していたことが明らかである。

上記のような茶の專賣制度が何年から導入されたかに關する記事は見當たらないが、尹繼善が記した「鄂爾泰の題明を經て兵役に禁止し、入山を許さず」という表現を考慮に入れれば、清朝が山地民の不滿を解消するために茶交易の統制に

乗り出した蓋然性の高い時期として、シプソンパンナー王國が直轄地化された雍正七年の前後を擧げることができる。雍正六年に勃發した「ムンハムの叛亂」に至るまでは、茶交易は茶山を訪れた漢族商人によって實施されていたが、刀正彥が上告したように商人による高利貸しが山地民を苦境に陥れた。『滇雲歷年傳』からの引用文の冒頭にある「坐放收發」はこのような行爲を指している。「坐放收發」とは、漢族商人が山地民に對して先に金錢や商品を手渡し收穫後に茶葉を收集する前貸し制度を指しているが、利率が異常に高く、高利貸しになっていた。同史料の、「是に至り商民盤剝して事を生こすを以て、議して總茶店を設きて以て其の利權を籠[壟]せんとす」は、商人による收奪（盤剝）が山地民を騷亂へと驅り立てたため、清朝が茶交易に規制を加えた點を傳えていることから見て、雍正七年導入說はかなり信憑性を有していると考えられる。

檀萃（一七二四～一八〇一）輯『滇海虞衡志』卷一一、「志草木」は「山に入りて茶を作る者數十萬人にして、茶客は各處より收買し、毎に路に盈つ。大錢糧と謂うべきなり」（「入山作茶者數十萬人、茶客收買於各處、毎盈路。可謂大錢糧矣。」）[53]と傳えており、一八世紀末に茶山に寄留する漢族人口がかなり增加していたことから、茶の專賣制度（總茶店）はそれまでに廢止されたと判斷できよう。一九世紀では漢族商人が茶の生產をより強く管理するようになったと考えられるが、二〇世紀前半では茶葉の加工は漢族の會社がタイ族貴族と協力しながら行なった。メコン河西岸の茶生產の中心であったムンハーイ（猛海）では、漢族の會社がタイ族の平民から賃貸した土地を又貸しして小作人に茶樹を栽培させた。また、會社はムンの統治機構から官職を授與された山地民の頭目を仲買人として燒畑農耕民から茶葉を入手していた。メコン河東岸の主要な茶產地であるイグー（易武）では、漢族の會社の經營者はタイ族貴族との婚姻を通じて土地を利用していた。[54]しかし、一七二〇・三〇年代において漢族商人は、二〇世紀ほど堅固たる足場を築き上げていなかった。その時代において、漢族商人が茶の栽培地を保有したと傳える當時の史料はなく、むしろその活動は山地民の家屋に宿泊し、茶農に前貸しをして茶葉の生長を監視しながら茶山を巡回する程度のものであったと考えられる。

文化人類學者は、經濟交換が社會慣習と不可分であることを指摘する。當時の窩泥などの社會において如何なる交換慣習があったかは知る由もないが、窩泥は漢族が實施する交易取り引きとはだいぶ異なる經濟交換を行なっていたと見て差し支えなかろう。茶葉交易は確かに窩泥などの山地民を中國の市場經濟に引き込み始めたが、雍正五（一七二七）年四月六・七日の殺戮事件は窩泥と漢族が未だに經濟交換の手段、特に貨幣の意味について共通の理解に達していなかったことを明示している。ギエッシュ氏は、一八世紀の北米において土着のインディアンと入植した歐州人の異なる民族や文化の間に、コミュニケーションし合えるミドル・グラウンド（中間地）が形成されたとするリチャード・ホワイト氏の學說を引きながら、一八世紀の雲南・ビルマ邊境地において市場がミドル・グラウンドの役割を果たしていたと論じている。[55] しかし、本稿で考察した茶山の事例は、たとえミドル・グラウンドというものが存在したとしても、それは漢族商人が山地民の孤立した社會に分け入って交易をした場合は容易に形成されないことを明示している。また、窩泥が漢族の經濟交換方式に順應し得なかったことは、清朝との武力鬪爭にシプソンパンナー王國の統治者を卷き込む結果を招致した事實からも窺える。山地民と漢族商人の間に發生した經濟取り引きをめぐる衝突は、タイ族政權を搖るがすほどの影響を及ぼす場合があった。

茶山において清朝が統治を強化する中で、タイ族統治者が領民である山地民の利益を代辯する現象が記錄されている。雍正五年、刀正彥（ムンハムのツァオムン）が、鄂爾泰に對して漢族商人の高利貸し活動が窩泥を殺戮に驅り立てたと辯護をしている事例はすでに述べた。また、雍正一〇（一七三二）年閏五月に思茅城の包圍から開始した大騷亂は、首謀者の刀興國が配下の山地民の利益のために振るった熱辯を聞き入れなかった清朝官僚の對應に端を發したと記錄する史料がある。刀興國は思茅版目の刀猛品の息子で、タイ族の貴族であったが、雍正五年に起きたムンハム（橄欖壩）の叛亂の際、清軍に協力した功績によって土把總の官職を與えられた。[56]『滇雲歷年傳』卷一二には、今までの山地民に對する征斂（稅の取立て）に協力的であった刀興國は、普洱府知府の佟世蔭（廕）（漢軍正藍旗人―雍正七年から雍正一〇年まで在任）が茶山に

入って税を徴收しようとした際、「免冠頓首して」佟世蔭に對して山地民の疲弊した様子を申し上げて、取立ての延期を左記のように訴えたとある。[57]

總督の風行草偃により、民力已に竭きて、未だ連なりて後車を奉くる能わざるに似たり。請う之れを明年に待たんことを。夷人、例として兒女を賣り鬻ぐを肯ぜず、茶も又た官に歸し、借貸の路絶えり。惟だ牿牛圈豕を以て貢獻の地と爲すのみなり。

佟世蔭はこの進言を無視し、卽座に刀興國を追い出し、官吏も彼を侮辱して、暴力を振るったため、刀興國は「乃ち大いに怒り、其の補服（禮服）を褫ぎて曰く、死ぬのみ。烏をか此れを用いて爲さんや」と捨て臺詞を殘して「衆に號して盟えり」と同史料は記している。奏摺にはこの事件は報告されていないが、刀興國が「項下之人」（一報告によれば小作人（佃戶））である苦蔥（拉祜の支系）を率いて思茅城を包圍したことから、[58] タイ族統治者と山地領民の親密な關係が窺える。苦蔥は思茅所屬の蠻壩河蝙蝠洞にいた緬僧を神仙と拜んでいたが、[59] 刀興國がこれらの苦蔥と契りを結んで決起したとの見解もある。[60] タイ族統治者はもともと山地領民と主從關係にあり、その代辯者を務めることは義務であったが、清朝の官僚がその言い分を無視した態度が途方に暮れた領民を、反旗を翻す方向へと一層進ませたと考えられる。

長期的な觀點からみれば、一七二〇・三〇年代において清朝が實施した統治強化政策は、山地民の茶交易から得る利益を減少させたのみならず、漢族の經濟活動も促進する結果をもたらしたと思われる。當時、茶の交易は文武官の買い附けに賴っていたが、それは後に進出する漢族商人のために下地を築いたと思われる。マラリアや傳染病の横行も理由の一つであったが、漢族の商人は、二〇世紀前半まで王國經濟基盤の中心であったタイ族階層社會を律する主從關係が最も堅固になっている盆地への進出にあまり意欲を顯示せず、むしろ王權の弱い王國の周緣である茶山に活動を展開した。そこでの漢族による經濟活動に拍車をかけ、十八世紀末までに漢族の人口增加を可能にした最大の要因は清朝の茶山への統治強化や中國法律の適用であったと考えられる。歷史家はタイ族政權の維持には周緣の山地がどれほど重要であったかを見過

ごしてきたが、雍正七年の直轄地化の事例はシプソンパンナー王國全體の安寧のために山地がとても重要であることを明示している。山地での騒亂は、創建されたばかりの普洱府に王國の周縁の一部が組み込まれるという結果をもたらしただけではなく、危うく清朝に王國の中心をなす六パンナーをも割譲するところであった。清朝の文武官や漢族商人と山地民の接觸は、周縁から緩慢に王國を崩壞させる過程を起動させたのである。

結　論

長谷川氏と加藤氏の研究では、雍正七年の直轄地化は清朝がシプソンパンナー王國に進出する行爲の一環として描寫されている。兩氏はこの事件の眞の原因を分析せず、清朝が王國に對する管理強化をもたらした點を強調している。シプソンパンナー王國の舊領地は、現在、西雙版納タイ族自治州として中華人民共和國の領土内に組み込まれた現實から、そこはそもそも中國の一部となる運命になっていたため、雍正七年の清朝による干渉は直轄地化への第一段階と假定することも容易である。しかし、本稿で明らかにした如く、清朝による干渉の具體的な原因を考察すれば、異なった歴史像が明確になる。先ず、清朝がシプソンパンナー王國の山地における無法な統治を除去して治安を維持するために干渉の手を伸ばしたパターンに注目したい。一七二〇年代において清朝は、タイ族統治者が漢族と山地民の間に發生した紛爭をどのように處理したかを監視して、失政と見做した行爲に對してすぐに處置を取った。清朝の進出の原動力は、領土擴張主義といった豫め用意された壯大な計畫ではなく、むしろ雲南省に安定的な統治基盤を設置する意欲に起因している。

雍正帝は、雲南邊境地の治安維持に對する新しい構想を推進しようとしていた。中國王朝權力は、一六世紀末以來獨自の方式で山地を統治してきた魯魁山野賊や新平縣の土司が私的に徵收する保頭銀などの無法ぶりを默認してきたが、雍正帝の治世になるとそのような名目的な服從は突然容認されなくなり、取締りの對象となってしまった。雲南に派遣された高級官僚が邊境地區の安定を確保するためにその根絶を圖ったのである。彼らは土司に任命されたタイ族の統治者に對し

ても中國の法律や王朝の命令への遵守を徹底させようとしたが、從わない土司に對して直轄地化を強行する措置を辭さなかった。このような措置には、タイ族の土司に對してできるだけ直轄地と同樣な統治原理を強要し、行政制度上少しでも中國內地との格差をなくする意圖が込められていたと思われるが、現地社會と內地社會の隔絕があまりにも大きいためシプソンパンナー王國の一部であるメコン河東岸六パンナーでの直轄地化さえも完成し得ず、王國全體の直轄地化が一九五〇年代を待たねばならなかった事實を考慮に入れば、雍正七年の措置にはそもそも成功の見込みが薄かったと言えよう。その失敗はシプソンパンナー王國に強靱な政治・社會組織が存在したため、清朝の直接統治を導入する素地がそもそもなかったという現地の實狀に對する、鄂爾泰など雍正年間の官僚の認識不足に由來するといわざるを得ない。すなわち、鄂爾泰は王國の現實を充分に調査せず、非漢族には直轄地と同樣な統治原理が導入可能という普遍論理を掲げて、直轄地化を斷固強行しようとしたということである。このように見れば、雍正七年の直轄地化は、綿密な下調べによって練り上げた計畫によって考案されたのではなく、その時のはずみで安易に實行した性質の措置であったと言えよう。

結果は失敗に終わったとしても、雍正七年の直轄地化の試行はシプソンパンナー王國にとってどのような意味をもったであろうか。長谷川氏と加藤氏が指摘するように、長期的に見れば、そのような外部からの壓力は國王の政治權力の弱體化を招き、ツァオムン間の鬪爭を助長した側面は確かにあるが、その他にもここでは從來注目されて來なかった王國と山地民という內部關係について三點を確認しておきたい。

(一)雍正七年の直轄地化は、シプソンパンナー王國所屬の山地民が引き起こした叛亂が發端であった。

(二)山地民を叛亂へと驅り立てたのは茶交易における不利益であった。最初は漢族商人の高利貸しだったが、後に清朝官吏による不當な茶葉取引行爲や強制運搬の強要が山地民の生計を壓迫させていた。一七二〇・三〇年代において、茶交易における漢族商人と官吏の活動を通じて貨幣經濟が茶山に浸透し始めた。

(三)王國のタイ族統治者には山地民を巧みに操縱して速やかに騷亂を治める能力が缺けている、と見做したことによって

清朝は介入に踏み切った。すなわち、清朝が干渉に乗り出す原因はタイ族政權の内部要因に歸することができる。

本稿から、山地民は内部からシプソンパンナー王國の存亡を左右する存在でもあったことが判明する。タイ族統治者の山地民に對する失政は領土喪失を招きかねないからである。タイ族の政權は盆地住民を把握することで成り立っていると思われがちであるが、この事例で檢證したように、山地民はその政權の運營・保全のために重要であった。通常、王國の中では諸事件は主從關係の中で解決される仕組みになっていたが、㈢で指摘したように雍正年間において漢族商人と清朝の文武官が引き起こした新たな問題に直面した際、タイ族統治者は清朝に對して山地民の代辯者としても有效に機能することができなかった。山地民にして見れば、清軍の王國領民に對する攻擊・殺害を防止できなかったシプソンパンナー國王は、タイ族統治者が領民を外敵から守護するという不文律の協定を破ったものと解釋されたにちがいない。いずれにしても、シプソンパンナー王國の管轄下に殘った山地であっても、普洱府に割讓させられた山地であっても、清朝の干渉は山地民のタイ族統治者に對する絆を弱體化させる方向へと向かわせたと考えられる。

註

左記の史料の略稱を用いる。

『宮中檔雍正朝奏摺』：故宮博物院編 三二輯、『宮中檔雍正朝奏摺』故宮博物院刊、一九七七～一九八〇年刊。

(1) 例えば、以下のような研究成果が擧げられる。Volker Grabowsky, "Forced Resettlement Campaigns in Northern Thailand During the early Bangkok Period", *Journal of the Siam Society* Volume 87, Parts 1 & 2, 1999, pp. 45-86; C. Pat Giersch, "'A Motley Throng:' Social Change on Southwest China's Early Modern Frontier, 1700-1880", *The Journal of Asian Studies* 60, no. 1, February 2001, pp. 67-94; 加藤久美子『盆地世界の國家論——雲南、シプソンパンナーのタイ族史』(京都大學學術出版會、二〇〇〇年); Christian Daniels, "The Formation of Tai Polities Between the 13th and 16th Centuries: The Role of Technological Transfer", *The Memoirs of the Toyo Bunko*, No. 58, 2000, pp. 51-98；飯島明子「「タイ人の世紀」再考——初期ラーンナー史上の諸問題」、石澤良昭編『岩波講座東南アジア史 第2巻、東南アジア古代國

家の成立と展開』（岩波書店、東京、二〇〇一年、二五七～二八六頁。

（2）新谷忠彦編『黄金の四角地帶――シャン文化圏の歴史・言語・民族』（慶友社、東京、一九九八年）二八頁。また、飯島明子氏は、タイ文化圏の一部で使用される文字に注目してタム文字文化圏を提唱している。飯島明子「ラーンナーの歴史と文獻に關するノート――チェンマイの誕生をめぐって」新谷忠彦編前掲書を參照されたい。

（3）Christian Daniels, "The Formation of Tai Polities between the 13th and 16th Centuries: The Role of Technological Transfer"

（4）雍正帝と鄂爾泰の關係については、宮崎市定「雍正帝――中國の獨裁君主――」（『宮崎市定全集』一四、岩波書店、一九九一年）、特に九三～九六頁を參照されたい。また、鄂爾泰が雲南で行なった統治については、神戸輝夫「鄂爾泰と雲南」（『史學論叢（別府大學史學研究會）』二一號、九五―一二八頁を參照されたい。

（5）神戸輝夫氏は前掲の「鄂爾泰と雲南」一二四頁において、鄂爾泰の雲南統治は「少數民族にとっては新たな闘いへの出發點」だと述べている。

（6）元代については、『元史』卷一九本紀一九「成宗」（中華書局本）四〇七頁、明代については『明史』卷三一五、列傳第二〇三雲南土司三（中華書局本）八一五六頁、また清代については、康熙三〇（一六九一）年刊『雲南通志』卷之二七「土司」を參照。

（7）長谷川清「「父」なる中國・「母」なるビルマ――シップソーンパンナー王權とその〈外部〉」松原正毅編『王權の位相』（弘文堂、一九九一年）、及び加藤久美子前掲『盆地世界の國家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』四三～四四頁を參照されたい。

（8）本稿ではタイ語のローマ字化は新谷忠彦編『シャン（Tay）語音韻論と文字法』（アジア・アフリカ言語文化研究所、東京、二〇〇〇年）に從う。

（9）加藤久美子前掲『盆地世界の國家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』を參照されたい。

（10）Kato Kumiko, "Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century: focusing on the 1720s and 1730s"『名古屋大學文學部研究論集』一二八・史學四三、一九九七年、四頁。

（11）一七二〇～三〇年代のシプソンパンナー王國については、Kato Kumiko, "Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century: focusing on the 1720s and 1730s", 一一～一三頁を參照されたい。また、一九五〇年代以前のシプソンパンナー王國における統治者とキャラバン交易隊との關係については、加藤久美子「シプソンパンナー、ムン權力の交易への關わり――ナーボイをめぐって」（『名古屋大學東洋史研究報告』第二五號、二〇〇一年）を參照されたい。

（12）加藤久美子前掲『盆地世界の國家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』四三～四九頁を參照されたい。

（13）一七世紀以前のラーンナー王國において、パンナーは勞

働力、兵役や税金・貢物を徴收する單位として機能していた。Volker Grabowsky, "The Northern Tai Polity of Lan Na (Babai-Dadian) Between the Late 13th to Mid-16th Centuries: Internal Dynamics and Relations with Her Neighbours", Paper presented at Workshop on Southeast Asia in the 15th Century and the Ming factor, 18-19 July 2003 Grand Plaza Parkroyal, Singapore, (Asia Research Institute, National University of Singapore), 三六～四三頁を參照されたい。

(14) 加藤久美子前掲『盆地世界の國家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族』四三～四四頁を參照されたい。

(15) 長谷川清「Sip Song Panna 王國（車里）の政治支配組織とその統治領域――雲南傣族研究の一環として」（『東南アジア――歴史と文化』一一、一九八二年）一三二～一三六頁。

(16) 加藤久美子前掲『盆地世界の國家論――雲南、シプソンパンナーのタイ族史』四五～四七頁及び Kato Kumiko, "Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century : focusing on the 1720s and 1730s", 一〇～一三頁を參照されたい。

(17) クリスチャン・ダニエルス「西南中國・シャン文化圏における非漢族の自律的政權――シプソンパンナー王國の改土歸流を實例に――」（『東洋大學アジア・アフリカ文化研究所研究年報』第三四號、二〇〇〇年）六三～六九頁。

(18) 前傾神戸輝夫「鄂爾泰と雲南」參照。

(19) 『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯、六〇三頁。「竊以苗猓逞兇皆由土司、土司肆虐並無官法、恃有土官土目之名、行其相殺相刼之計。漢民被其摧殘、彝人受其荼毒、此邊疆大害、必當剪除者也。」

(20) 民國一一（一九二二）年序刊『元江志稿』卷二二、藝文志二「車茶十二版納、原俱隸宣慰司管轄。該土司刀金寶自以不能兼顧、以致屬夷肆横。据請分設流官、實於地方有裨、應將思茅普藤整董猛烏六大茶山及橄欖壩六版納歸流管轄、其餘江外六版納仍隸宣慰司經管。」

(21) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一〇輯、二九五頁。

(22) 檀萃輯『滇海虞衡志』（問影樓輿地叢書）卷一一、「志草木」。

(23) 道光二六（一八四六）年刊の倪蛻輯『滇雲歴年傳』卷一二。「茶山莽芝夷人蔴布朋等爲孌。總督鄂爾泰遣副將張應宗、參將邱名揚率兵討之。莽芝產茶、商販踐更收發、往往舍於茶戶。有江西客淫蔴布朋之妻、事露、蔴布朋殺江西客、而割髮辮傳示諸商。於是諸商以被盜劫殺聞。」なお、『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、二八六には首謀者は「麻布朋」とあるので、本文においてこの漢字表記にしたがう。

(24) 『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、二八六～二八八頁。

(25) 『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、二八八頁。

(26) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一〇輯、一七四頁。

(27) 道光二六（一八四六）年刊の倪蛻輯『滇雲歴年傳』卷一二による。

(28) 總兵の孫弘本からの報告によれば、雍正五年正月一六日、

刀正彥が高臺に座り、集まった衆版納頭人並びにタイ族と窩泥千餘人が彼を車里の主として拜した際、ターオ・ギンパオ（刀金寶）が宣慰司の印信を刀正彥に獻納したが、刀正彥は「印信、我要せず、我は我が彝民を管す。你去りて漢人を管せよ」と言った。『宮中檔雍正朝奏摺』第一〇輯、二九三～二九四頁。「正月拾陸日、正彥身披錦衣頭戴金冠陞坐高臺、衆版納頭人並擺彝窩泥千有餘衆羅拜臺下、尊爲車里之王、維時宣慰刀金寶惶懼無措、卽匍匐臺前獻納印信以冀苟免、刀正彥卽云印信我不要、我管我彝民、你去管漢人等語。」

(29) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一一輯、二四六～二四七頁。燕鳴春の報告に關する原文は次の通りである「八月十八日、據千總燕鳴春探差回報、彝賊叭護、叭瞻等又煽惑附近橄欖壩之猛遮、猛籠等擺彝同叛、口稱要分路前來等語。」

(30) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二。

(31) 『宮中檔雍正朝奏摺』第一二輯、三一五～三一六頁。原文は次の通りである。「提臣郝玉麟咨會宣慰司刀金寶、因畏賊勢避匿猛者地方、差弁目前往宣布皇仁、令其出見。于十一月二十七日携帶家口自猛者起身、三十日到九龍江。十二月初二日赴提臣郝玉麟行營投見、提臣卽賞給銀兩袍帽等項、吩示云爾乃無罪之人、不過爲逆彝勢逼逃避。如今出來可安慰各頭目、招撫百姓、寧家樂業。該宣慰一一認承、叩頭感泣。于初三日回江去訖。提臣仰體皇上好生之德、廣行出示招徠、恕其已往許、其自新江壩一帶、先後就撫投誠者業有一千六百餘戶、男婦八千一百餘名口。」

(32) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二には「凡夷民一萬二千三百戶有奇、爲男女數萬名口。事聞、皇上偉其功、擢爲兩廣總督。」と記している。『宮中檔雍正朝奏摺』第一三輯、三九〇～三九一頁によれば、郝玉麟は雍正七年四月に廣東總督の辭令を受領した。

(33) 倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二は「於是所屬普洱等處六茶山及橄欖壩江內六版納地、地旣廣遠、隔普洱且二千里、乃仍令宣慰司歲納糧銀於攸樂、支給駐將官兵。」と記している。賦稅の銀納化がシプソンパンナー王國內のムン勢力の均衡に與えた影響について Kato Kumiko, "Changes in Sipsongpanna in the Eighteenth Century: focusing on the 1720s and 1730s", 六～一三頁を參照されたい。

(34) 雍正六（一七二八）年八～一〇月に、猛威を振るった時疫（コレラか赤痢、或いは發疹チフス）による死亡者が多く、臨元總兵官の孫弘本も病死した。『宮中檔雍正朝奏摺』第一一輯、九〇九～九一〇頁、『宮中檔雍正朝奏摺』第一二輯、二三頁、『宮中檔雍正朝奏摺』第一二輯、三一五頁を參照されたい。また、倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二によれば、ムンハムでの城建設に派遣された官吏と工匠がほとんど全部煙瘴（マラリアなど）によって死亡し、さらに攸樂で城壁を建設しようとした際、官役千餘人が死亡したためその計畫を取りやめにした。一八世紀雲南における傳染病の歷史については、Carol Benedict, *Bubonic Plague in Nineteenth-Century China*, Stanford University Press, Stanford, 1996, 一八～二〇頁を參照にされたい。

(35) 咸豐元（一八五一）年序刊『普洱府志』卷之三、建置、歷代紀事、雍正二年の項には「威遠土州刀光煥有罪革職、裁直隷威遠州、土官設撫夷清餉同知、以劉宏度爲之」、また雍正四年の項には「鎭沅土司刀瀚溺職革土府設流官以威遠同知權府事」とある。

(36) 鄂爾泰と楊名時の雍正五（一七二七）年二月一〇日附けの奏摺によれば、「威遠猓黑鎭沅人等于正月十七日午刻先在抱母井地方抄擄、當夜四更時分奔赴府城、燒衙、傷官、劫課、放囚等情、具報前來。」（『宮中檔雍正朝奏摺』第七輯、四五三頁）。また、『宮中檔雍正朝奏摺』第七輯、五九八～六〇二頁にもこの事件に關する報告がある。

(37) 鄂爾泰の雍正五（一七二七）年三月一二日附けの奏摺には、捕虜にした餘老二の供述を、「同夥彝人有五百、窩泥有四百、猓黑有三百、大頭猓玀有二百、擺彝有四百」（『宮中檔雍正朝奏摺』第七輯、五九九頁）と記している。

(38) 『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯、一八四～一八五頁。

(39) 康熙三〇（一六九一）年『雲南通志』卷二九、藝文三。原文は左記の通りである。「魯魁在萬山之中、跨連新嶍蒙元景楚之界、綿亘廣遠、林深箐密、其內則新平、新化、元江、易門、碍嘉、南安、景東一帶地方、賊皆可入、其外則車里、普洱、孟艮、鎭洱、猛緬、交阯一帶地方、賊皆可出。故防之甚難、而剿之亦不易也。」

(40) 閔洪學『撫滇奏草』卷五、「新平剿賊報捷疏」（內閣文庫所藏、天啓六（一六二六）年序刊本）。「新平縣者、故丁苴、白改巢穴也。其山岑阻、其夷獠獷、其俗以摽殺爲生涯。若天生化外另一世界。萬曆十九年、大兵剿洗之後開設縣治、始就攀籠、然屢附屢叛。屈指三十年間、用兵者五、至於今而六矣。方臣等天啓二年十二月入境、嶍峨一帶夷寨正被其毒、臣等發該縣土官祿崇功、自省城統兵歸救、而賊遯去、復流入石屏界中。寶秀告急、又發該州土官龍在田、自曲靖統兵歸救、而又遯去。於是不得志於嶍峨石屏、耽耽之虎、負嵎而逞矣。新平、新化並以警來聞、臣等以賊氛炎炎不容不撲、故集漢土數千、檄遊擊李思忠、通判曹育俊、屬以剿處之事。賊聞官兵之來、元江者樂之賊相率渡江。二新之賊各避匿入箐。我兵以其聞掩賊不備、所俘斬亦百十人。當是之時、我軍聲稍張、賊勢稍蹙。使能度利規便、可兵兵之、不亦招而下之、則有所處分、反側自帖。乃計不出此。倘得小捷、不痛不癢。引師輒還、致煩再擧、此亦曹育俊、李思忠之過也。及臣等添集士馬、統以遊擊劉崇禮、監以副使胡其慥、授以剿撫方畧、與之約剿必剗根、撫必革心、務一了百了、役不再藉。非是者、兵不得言撤、而道將果一一領畧、凡百之日而竣厥役焉。雖俘馘不滿三百、然投繯於樹者、捐瘠於壑者、葬於江魚之腹者、纍纍藉藉不在此數。其鼠匿之遊魂、又悉招致而安插之。其盤錯之險岨、又各置哨分轄而犬牙以制之。此番徹底料理之後、或可數十年無事矣。」この上奏文は簡略化した形で『熹宗實錄』卷五五、天啓五（一六二五）年正月戊午の條に掲載されている（國立中央研究院歷史語言研究所校印本、二四九二～二四九六頁）。

(41) 天啓年間（一六二一～一六二七）『滇志』（雲南教育出版社、昆明、一九九一年）五六頁によれば、新平縣はもとも

と嵋峨縣の管轄下にあったが、「後爲丁苴、白改夷賊所據、萬曆十九年討平之、始改爲縣。」と記されている。

（42）倪蛻輯『滇雲歷年傳』巻九。

（43）康熙三〇（一六九一）年『雲南通志』巻二九、藝文三、蔡毓榮「籌滇第八疏」。原文は左記の通りである。「縱賊四出、每村給一木刻派定保頭銀十數兩、二、三十兩不等、猪、羊、鷄、酒索取無厭、稍有不遂、劫殺隨之。於是、流離之民豈相近野賊之民樂於附賊爲盜。八年之久、招集亡命愈多、全滇各府州縣村莊聽其索保者十之八、九。」

（44）『宮中檔雍正朝奏摺』第二輯、四九八～四九九頁。原文は左記の通りである。「哀牢一山、各州縣營汛環其三面、其西南一面、則係威遠土州、鎮沅土府及車里宣慰司之地。而威遠尤當衝要。賊人無事之時、與土司及其子弟頭人皆結婚姻、或拜爲父子、或盟爲兄弟、一經有事、官兵三面進攻、賊卽從土司一面逃出、土司卽行護庇藏匿、或縱出境外煙瘴之地、令官兵難以前往查捕。督撫亦往往以曠日持久、恐干處分、姑以免罪招安。且了目前之局、而此輩借此一招復歸內地仍前害民。皆因從前不肯直窮到底、是以貽串至今。」

（45）『宮中檔雍正朝奏摺』第二輯、四九九頁。また、雍正二年五月二八日附けの奏摺において、高其倬は「雲南威遠州土知州刀光煥將野賊頭目普有才認爲父子、伊子與之結爲兄弟、任意藏匿、不肯查拿」と事實關係を簡略に述べている（『宮中檔雍正朝奏摺』第二輯、七一〇頁）。

（46）『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、二八八頁。

（47）鄂爾泰の雍正五（一七二七）年一一月一一日附けの奏摺には、「前麻布朋來殺客、大家追至細腰子河邊殺死迤西趕馬的王姓客一個、得青馬一匹、紫馬一匹、茶十一馱、鞍子十一副。」（『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯、二八八頁。）と記してある。

（48）倪蛻輯『滇雲歷年傳』巻一二「六大山產茶、向係商民在彼地坐放收發、各販於普洱上納稅課轉行、由來久矣。至是、以商民盤剝生事、議設總茶店以籠其利權。於是通判朱纑上議、將新舊商民悉行驅逐、逗遛復入者俱枷責押回。其茶、令茶戶盡數運至總店、領給價值、私相買賣者罪之。稽查嚴密、民甚難堪。又商販先價後茶、通融得濟。官民交易、緩急不通。且茶山之於思茅、自數十里至千餘里不止。近者且有交收守候之苦、人役使費繁多。輕戥重秤、又所難免。然則百觔之價、得半而止矣。若夫遠戶、經月往來、小貨零星無幾、加以如前弊孔、能不空手而歸。小民生生之計、只有此茶。不以爲資、又以爲累。何況文官責之以貢茶、武官挾之以生息、則其截其根、赭其山、是亦事之出於莫可如何者也。」

（49）雍正一一（一七三三）年三月二四日附けの奏摺において、雲南巡撫張允隨が「臣、親歷行間各路追搜相機招撫統計、斬擒三千六百餘賊、招復彝民男婦四萬二千六百餘名口。」（『宮中檔雍正朝奏摺』第二一輯、三〇八頁）と報告している。

（50）倪蛻輯『滇雲歷年傳』巻一二には刀興國が「斬於軍前。其黨悉力伐樹塞鹽井而逃。」とある。咸豐元年序刊『普洱府志』巻之一三、兵制、戎事考、にも同樣な記事が見える。

さらに、雍正一〇年九月二二日附けの奏摺において、高其倬が「其茶山各寨、據王先稟稱、窩泥、苦蔥、蒲蠻俱已作逆、惟獵獠尚在觀望。」（『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、五六八頁）と報告しており、攸樂の茶山では窩泥、苦蔥及び蒲蠻が騒亂に參加していたことが分かる。

（51）倪蛻輯『滇雲歷年傳』の史料價値については、方國瑜『雲南史料目錄概說』（中華書局、北京、一九八一年）六一五～六一六頁を參照されたい。方國瑜は本書が引用する史料については注意が必要と記しながら、「若清初之事、據康熙『雲南通志』之『大事考』、而益蛻所親見親聞者、雖不能詳、然無專紀之書、則此書可爲善本也」と倪蛻が生きた時代に關する記述の史料價値について一定の評價をしている。倪蛻が本書につけた自序には、乾隆二（一七三七）年九月九日とあるが、倪蛻が生きた雍正年間の記事については獨自の史料が含まれている可能性もあるといわざるを得ない。

（52）師範纂輯『滇繫』八之四　藝文。「一、官員販賣私茶、兵役入山擾累之弊、宜嚴定處分也。思茅茶山地方瘠薄、不產米穀、夷人窮苦、惟藉茶葉養生、無如文武各員每歲二、三月間卽差兵役入山採取、任意作踐短價強買、四處販賣、濫派人夫沿途運送。是小民養命之源、竟成官員兵役射利之藪。夷民甚爲受累。前經陞任督臣鄂爾泰題明、禁止兵役不許入山。臣等又將官販私茶嚴行查禁、但不嚴定處分弊累不能永除。」

（53）檀萃（一七二四～一八〇一）輯『滇海虞衡志』卷一一、「志草木」。

（54）二〇世紀前半シプソンパンナーにおける茶の生產の流通については、Ann Maxwell Hill, *Merchants and Migrants; Ethnicity and Trade among the Yunnanese Chinese in Southeast Asia*, Monograph 47, Yale University Southeast Asian Studies, New Haven, 1998, 七三～八六頁を參照されたい。

（55）前揭 Pat Giersch, "'A Motley Throng:' Social Change on Southwest China's Early Modern Frontier, 1700-1880"。

（56）雍正一〇年六月一一日附けの奏摺において、雲南提督の蔡成貴が「刀興國係思茅版目刀猛品之子、土千總刀輔國之弟、雍正伍年間茶山蠢動、該興國隨營效力、願作鄉導、緣念擒拿茶山各賊、曾給土把總職銜管理地方事務。」と報告している（『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、六九頁）。倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二は刀興國が茶山土千戶としているが、奏摺では土把總となっている（例えば、『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、六九頁と一一二頁）、後者に從う。

（57）倪蛻輯『滇雲歷年傳』卷一二「乃普洱府知府佟世廕有志過山聚糧、三月遂召興國而告之。興國免冠頓首曰。總督風行草偃、民力已竭、似未能連奉後車、請待之明年。夷人例不肯賣鬻兒女、茶又歸官、借貸路絕。惟牯牛圈豕以爲貢獻之地耳。世廕不然、而斥逐之。悍吏猝其胡而起。顧冠、冠已擲之外方。欲就胡牀坐、門卒踢去之。興國乃大怒、褫其補服曰、死耳。烏用此爲。科頭跣足、上馬徑行。感慨號衆

而盟。」

咸豐元年序刊『普洱府志』卷之一三、兵制、戎事考、にも同様な記事が見える。

(58) 雍正一〇年六月一六日附けの奏摺において、雲貴總督の高其倬が「苦葱嘯聚之處、卽係刀興國同伊堂弟刀三所住地方苦葱、卽係刀興國項下之人」(『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、九九頁)と記している。また雍正一〇年六月一六日附けの奏摺において、雲南布政使の葛森は「苦葱嘯聚之處、卽係土把總刀興國同弟刀三所住地方苦葱、卽係興國佃戶。」(『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、一一二頁)としている。さらに、雍正一〇年六月一六日附けの別の奏摺において、雲南巡撫張允隨が「苦葱嘯聚之處、卽係刀興國同伊堂弟刀三所住地方苦葱、卽係刀興國項下之人」(『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、一一六頁)と報告していることから、苦葱は刀興國の「項下之人」あるいは小作人で、弟(もしくは同姓のいとこ)の刀三が居住する蠻壩地方において集まっていたことが分かる。

(59) 例えば、雍正一〇年六月一六日附けの奏摺において、雲貴總督の高其倬が「思茅地方有苦葱前往蠻壩河拜一緬僧、稱之爲神仙。」(『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、九八頁)と記し、雍正一〇年六月一六日附けの奏摺において、雲南布政使の葛森は「思屬蠻壩河蝙蝠洞有苦葱聚衆謠傳洞內有神仙勾引各處、苦葱拜賀。……」(『宮中檔雍正朝奏摺』第二〇輯、一一二頁)としている。

(60) 拉祜族簡史編寫組『拉祜族簡史』(雲南人民出版社、昆明、一九八六年)三二頁を參照されたい。

that were stationed in the central portion of southern Hedong as a defense against the Xixia西夏 and the Khitai.

DISINTEGRATION FROM THE PERIPHERY: HILL PEOPLES AND THE QING ANNEXATION OF SIPSONG PANNA IN 1729

Christian DANIELS

During the 1720s the Qing began to actively assert more bureaucratic control over Southern Yunnan by replacing some smaller Tai (Dai) polities with regular imperial officials. Even the large polity of Sipsong Panna, which had remained relatively free from serious interference in its internal affairs by the Chinese state so far, did not get off unscathed. In 1729 E'ertai, the governor-general of Yunnan and Guizhou, annexed the six panna on the east bank of the Mekong river, transferring them to the control of imperial bureaucrats. Sipsong Panna had been a vassal of both the Burmese and the Chinese courts since the 16th century, and this action by the Qing ended up orientating the polity more strongly than ever before towards China. Though the Qing found it difficult to administer the annexed territory through normal means, and had to leave most of it under the jurisdiction of Tai rulers, this event deserves attention for it launched the polity off on a path towards full absorption into the Chinese state, a long journey that did not end until the 1950s. Why did the Qing annex a part of Sipsong Panna territory? In this article I use memorials written by contemporary Qing administrators, who furnished detailed reports on local conditions, to put the events of the 1720s in the long term perspective of violence by ethnic hill peoples living in the area to the north of Sipsong Panna that had continued since the 17th century. I show that inter-ethnic strife between hill peoples and Han traders in the Tea Hills, an area under the jurisdiction of the paramount leader of Sipsong Panna, precipitated the rebellion which ultimately led to the annexation, and I argue that the Qing intervened in order to enforce Chinese style law and order on local society rather than for territorial aggrandisement as some scholars have claimed. Han traders had introduced a money economy into the hill areas by their tea buying activities, usury and other associated malpractices which drove the Woni (Hani) and other ethnic groups to rebel in 1727. The hill peoples were vassals of the Tai rulers, and though the increase in trade exchange had brought great hardship to them, their overlords, the Tai rulers, had proved ineffective as articulators, and had failed to protect them

from attack by the Qing army. Historians have overlooked the importance of hill peripheries to the maintenance of Tai polities, but the case of the 1729 annexation clearly demonstrated how vital hill areas were to the welfare of Sipsong Panna as a whole. Trouble in the hills led to the incorporation of some of the polity's peripheral territories into the newly founded Pu'er Prefecture, and almost caused the alienation of six panna at the core. The perception by Qing Officials that Tai rulers could not properly control their hill peoples was also a factor that prompted them to intervene. Interaction between ethnic hill peoples and Han traders in the 1720s inaugurated a process of slow disintegration of the Sipsong Panna polity from the periphery.